

東浜・西浜公園テニスコート及び 芦屋中央公園野球場・芝生広場の 使用料・手数料の改定についてのお知らせ

令和元年12月吉日
S&Nスポーツマネジメント芦屋

平素は東浜公園、西浜公園及び芦屋中央公園有料施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、以下のように利用料・手数料が改定となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

- 1、改定時期 令和2年4月1日からの適応となります。
ただし、令和2年3月31日までに手続きが完了したもの（許可書を交付した予約分など）に限り、改定前の使用料を適用します。

2、改定内容

《 有料公園施設の利用 》

		改定前（円）		改定後（円）
東浜・西浜 テニスコート	1区分 (2時間)	1,200	⇒	1,220
中央公園 野球場	1区分 (2時間)	3,600	⇒	3,660
中央公園 芝生広場	1区分 (2時間)	3,600	⇒	3,660

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

《 附属設備等使用料金 》

		改定前（円）		改定後（円）
野球場 照明設備	30分	2,100	⇒	2,130
野球場 放送設備	1回	500		改定なし
野球場 スコアボード	1時間	400		改定なし

今回の改訂でお客様のご負担が大きくなってしまいます事を心よりお詫び申し上げますと共に、何卒、値上げに関してご理解をいただきますようお願い申し上げます。
今後とも変わらぬご愛顧のほど賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。